

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構 中期計画・年度計画

| 中期計画  | 17年度計画   |
|---|--|
| <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 政策目標に対応した機動的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合前の三法人における事業実施体制にとらわれることなく、政策目標ごとに大括り化して三法人の事業の融合化を図り、事業実施において統合効果を最大限発揮できるよう、各部門の目指すべき政策目標に即した効率的な組織体制を構築する。</li> <li>・ ニーズに合った事業を行い成果を挙げている部門や戦略的な事業強化が必要な部門の組織や人員配置を厚くするなど、事業の評価及び企画立案のプロセスにより行われる事業体系の変更に組織体制や人員配置を柔軟に対応させるとともに、迅速な意思決定が図れるよう組織のフラット化を推進する。</li> <li>・ 利用者との直接の接点となる支部等については、全職員の5割以上を重点的に配置し、外部人材を積極的に活用するなど事業実施体制を強化するとともに、決定できる事項の範囲を拡大し、裁量の範囲を明確化することにより、機動的な事業運営を行う。また、機構は、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で、その専門的な知見を活かして、関係機関との間の連携、強化を図る。</li> <li>・ 産業用地分譲業務については、期限までに確実に分譲等を進めていくため、本部と地方部局に事業規模に応じた適切な体制を置いて連携をとって事業を進める。</li> </ul> <p>(2) 人的資源の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成については、利用者と直接接する部門を中心に経験を重ねることに重点を置くことにより、専門性の高い人材を育成し、機構の業務遂行能力の向上を図る。</li> <li>・ 中小企業の支援に関わる民間事業者や経済産業局等公的支援機関との人的交流を積極的に推進し、施策の有機的連携や事業実施情報の共有化を促進する。</li> <li>・ 時代の要請に対応した企業の経営課題への対応力やコンサルティング力など、即時性と高い専門知識が求められる領域（例えば、ファンド出資に係る金融知識等）について任期付き採用制度等の活用により積極的に外部人材を登用すること、定期的な新卒採用にこだわらない多様な職員採用方法を用いること、これらの人材について専門知識や経験を踏まえた処遇方針を明確化すること等により、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行う。</li> <li>・ 業務の合理化と効率化を推進するため、経理、人事等の管理部門を中心として、適切な監督の下に外部専門事業者等を活用することによりアウトソーシングを進めるなどして、管理部門の職員数をさらに削減し、利用者と直接の接点となる部門への人的資源の重点配置を促進する。</li> <li>・ 機構の目標の明確化とその共有化を図るとともに、各職員に求められる任務を明確にし、自主的、主体的な業</li> </ul> | <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 政策目標に対応した機動的な組織運営</p> <p>平成17年度は初年度に蓄積された組織運営体制を基礎として、支部体制の一層の充実等利用者本位・地域密着支援のさらなる推進、独立行政法人化・統合・支部設置という変化の組織・職員への浸透などを通じ、中期目標・中期計画に掲げた成果創出に向けた組織運営体制を構築することに重点を置く。</p> <p>政策目標に即した効率的な組織<br/>前年度に大括り化した組織体制と人員配置を、新たな政策課題及び中小企業のニーズや地域の特性、重点項目に対応して機動的に見直す。また、組織運営にあたっては、前年度に引き続き、関連する事業部門間の連携、意思決定の迅速化、効率的な業務遂行に留意する。</p> <p>支部等の体制強化<br/>利用者との直接の接点となる支部等に全職員の5割以上を重点的に配置するべく人員をシフトさせる。<br/>また、新たな政策課題や地域ごとの支援ニーズに対応して、北陸支部中小企業・ベンチャー総合支援センターや沖縄事務所を設置するほか、経済産業局等他機関との人的交流などにより支部の体制を一層充実させるとともに利用者からはがきなどにより支援ニーズ、クレーム等を迅速・的確に把握し、ニーズに対応したきめ細やかな支援や関連の情報をワンストップで提供できる体制とする。<br/>さらに、中小企業大学校、事務所及び開発所を含む支部の人員を柔軟に活用することにより支部に求められる機能を一層効率的・効果的に発揮し得る体制を構築するとともに、本部と支部の役割分担の一層の明確化、予算の支部活動への重点活用、TV会議の活用も含めた支部のバックアップ体制の強化を図る。</p> <p>関係機関との連携強化<br/>前年度に引き続き、経済産業局が構築する地域におけるネットワークの中で、関係機関との連携を一層強化する。<br/>特に平成17年度においては、経済産業局が重点を置いて実施する新施策（新連携、販路開拓、中心市街地活性化など）について、支援機関、地方自治体や民間機関との連携を緊密に図りながら的確に事業を実施する。</p> <p>産業用地分譲業務の体制整備<br/>前年度に整備した業務体制において、本部と地方部局とが連携して事業を進めるとともに、効率的な事業運営が行えるよう、分譲体制の点検を適宜行う。</p> <p>積極的・効果的な広報活動<br/>組織及び各事業の認知度の一層の向上を図るため、外部の有識者の意見を得つつ各種媒体の特性を有効に活用した広報活動を積極的に展開する。</p> <p>(2) 人的資源の有効活用</p> <p>人材の活用と養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年度研修計画に基づき、業務遂行能力や専門能力の向上、人材や事業の相互理解、独立行政法人を巡る諸制度についての修得を促進するため各種研修を実施する。また、独立行政法人化に伴う組織運営等の変更を体感できる機会を増進させるべく職員のプロセス参加を推進する他、特定のテーマについての部門横断的なタスクフォースの運営を推進することにより、人材の有効活用を図るとともに、職員の意識改革を進める。</li> <li>・ 平成17年4月の組織変更を踏まえ、専門職制度の運営面等実務的観点から取扱いを十分に検討し、導入推進を図るなど計画的なキャリアパスを通じた人材の育成を推進する。</li> </ul> <p>人材の専門性・多様性の確保と活用<br/>機構の運営に必要な専門人材を確保するため、新卒の定期採用に加え、必要に応じて、社会人採用や期限付き採用等を活用する。また、企業の経営課題への適切なコンサルティング等の高い専門性が求められる領域については外部専門家等の人材確保を行うとともに、これら専門家を一層有効に活用するため管理体制の強化及び評価システムの導入を図る。<br/>さらに、引き続き、中小企業支援及び地域産業支援を行う経済産業局を始めとした公的支援機関及び金融機関等の</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>務への取組みを促進させる。職員の業績評価については、成果主義と能力主義を併用して客観性の高い制度とするとともに、評価者訓練の実施等を通じて納得性の向上に努めた運用を行い、処遇に適切に反映させる。</p> <p>(3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施にあたっては、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という毎年の事業評価プロセスの構築と定着を図り、利用者と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報を事業評価や新事業の企画立案に適切にフィードバックする。</li> <li>各支部の評価については、機構は、あらかじめ、各支部が実施すべき措置、達成すべき目標、本部と支部の間の責任関係等をできるだけ明確化した上で、それに沿った評価を行う。</li> <li>事業評価は、効率性、有効性、及び民間機関や他の支援機関との役割分担の視点から適時厳格に行う。その結果に応じ、事業評価が継続的に低い事業の原則廃止や、効率化のための改善努力が見られない事業は原則縮小する一方で、ニーズの高い事業への重点化や、より効果の見込まれる新たな手法での事業に注力するなど、事業の再構築を迅速に行う。</li> </ul> <p>(4) 業務全般の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合する三法人の管理部門の重複する機能を一体化して体制を効率化するとともに、効率性の高い業務の実施を図ることにより、一般管理費（退職手当を除く）については、特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度を比較して30%程度削減する。</li> <li>運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して5%（年1%程度）の経費削減を行う。中期目標期間中の各年度において新たに行う運営費交付金充当事業についても翌年度から年1%程度の経費削減を行う。</li> <li>各部門の業績評価結果を踏まえ、重点化すべき事業、省力化すべき事業等メリハリをつけた予算配分を行い、トータルとして目標値の達成を図る。</li> <li>研修や専門家派遣による支援等の業務については、業務内容に対する利用者の満足度を高めつつ、適切な受益者負担を求める。</li> <li>利用者の利便性の向上や業務の効率的実施のため、相談窓口等におけるインターネットの活用、申請手続きの簡素化や利用しやすさに配慮した施策情報のデータベース化を行う。また、個別情報の流出に注意しつつ、機構内で支援先企業情報や各種専門家等の情報のデータベース化等による共有化を推進するなど、情報化の推進に積極的に取り組む。</li> </ul> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 創業、既存企業の新事業展開の促進</p> <p>本項に規定する取組みを行うことにより、新事業展開の取組を強力に支援し、機構が行う経営支援を伴ったファンド出資、継続的な専門家派遣による経営支援、事業化のための助成等の支援後2年を経過した事業者の売上高の平均伸び率を25%程度に向上させる（平成15年度実績は伸び率18%）。</p> | <p>民間支援機関との人事交流を推進する。<br/>業務運営の効率化等による事業部門の人的資源の確保等<br/>給与計算事務作業についてアウトソーシングを実行に移すとともに、福利厚生、旅費事務を始めとするその他の事務作業についても効果的アウトソーシング方法を検討し、可能なものから費用対効果を勘案し実施する。<br/>また、就業管理システムの各支部（事務所等を除く）の整備拡充を実施する。<br/>業績評価の推進によるモチベーション向上<br/>機構の目標の明確化とその共有化を図りつつ、部門毎や個人毎の目標設定をする等、目標管理制度を本格導入する。また、平成18年度に向けマニュアルの改正や評価者の評価能力向上を図るため引き続き評価者訓練等を実施する<br/>ナレッジマネジメントの推進<br/>個人情報保護法の施行に対応した個人情報の流出に注意しつつ、機構内で支援先企業情報や各種専門家情報などの基礎情報の共有化を推進する。また、支部における支援ノウハウや成功事例等を機構横断的に蓄積・分析し、支援現場において活用するなどナレッジマネジメントを積極的に推進する。</p> <p>(3) 事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底</p> <p>事業実施にあたっては、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」という事業評価プロセスの定着を図り、迅速に事業の改善や見直しを進める。<br/>また、利用者と直接の接点となる支部などを通じて支援ニーズや意見を把握し事業評価や新事業の企画立案にフィードバックする。<br/>さらに予算の執行についても定期的に点検・見直しを行うことにより、機動的な事業の執行を確保する。</p> <p>(4) 業務全般の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務を効率的に実施することなどにより、一般管理費（退職手当を除く）については、特殊法人時の最終年度と中期目標期間中の最終年度とを比較して30%程度削減することを目指して抑制する。</li> <li>運営費交付金により行う事業については、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に比して年1%程度の経費削減を行う。平成16年度の新たな運営費交付金充当事業についても年1%程度の経費削減を行う。</li> <li>各部門の業績評価結果を踏まえ、事業運営方法の見直しや予算の重点配分を適宜行う。</li> <li>研修受講料や専門家派遣に係る受益者負担分については、業務内容に対する利用者の満足度を高めつつ、前年度に引き続き適宜体系の見直しを検討する。</li> <li>TV会議、イントラネットの活用等を含め職員相互間のコミュニケーションの向上を図ることにより業務の効率的実施を促進するとともに、職員の相互理解の増進を図る。また、職員から広く業務改善に関する提案等を募り、迅速に対応することを通じて業務改善を推進する。</li> <li>なお、個人情報保護法施行に対する的確な対応を始め、引き続き法令遵守に遺漏がない組織運営・業務運営を推進する。</li> </ul> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 創業、既存企業の新事業展開の促進</p> <p>平成17年度は中期目標及び中期計画の達成に向け、各支部を始めとした支援体制を充実させ、本部支部間の連携体制を強化するなど効果的な事業実施のための体制を整える。<br/>また、各経済産業局から各支部等が受託して実施する新連携支援地域戦略会議事業の実施体制を整備し、事業を円滑に推進する。</p> |
|--|---|

## 民間機関等による新事業支援の促進

- ・新事業展開を支援する金融機関、TLO・産業支援機関等の民間機関や経済産業局、地方自治体等公的機関と、互いに保有する支援関連情報の共有化や、支援事業における相互協力また人的交流等の連携を強化し、これらを通じて新事業展開のためのネットワーク構築に取り組む。
- ・創業、新事業展開に取り組む事業者への資金供給の円滑化のため、機構は、成長初期段階にある独自の強みを持つ中小企業に対して投資を行う特徴あるファンドや、投資事業によるリターンのみを目的とするのではなく既存中小企業など投資先の経営実態等に即した投資形態を取るファンドであって、投資先中小企業の新事業展開等に対し踏み込んだ経営支援を行うことを目的とするものに対して出資し、その組成を促進する。  
事業実施に際しては、ファンドの投資実績がニーズに対応したものとなっているか考慮するとともに、組成したファンド及び投資先中小企業に対し、継続的なモニタリングや連携した事業化支援を行うことによりファンドの財務の健全性を確保し、創業や新事業展開を促進する。
- ・大学等技術移転促進法に基づく計画の承認を受けたTLOからの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての的確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

## 新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援

### 1) 継続的な支援体制の構築

- ・施策の利用者と直接接する機構の支部においては、新事業に取り組む事業者のそれぞれの経営課題を明確化し、その課題への対応を個別に支援するため、プロジェクトマネージャーを始めとする専門家の配置や課題対応型の研修を行うとともに、機構が提供する様々な支援ツール（助成、専門家派遣、各種マッチング等）を適時、適切なタイミングで提供するなど総合的に支援する。
- ・また、各支援対象事業者に対して機構が提供した支援内容、当該事業者の支援前及び支援後の経営状況等に関するデータを収集・蓄積するなど支援効果等に関する情報を一元的に管理するとともに、支援に携わった専門家や支援ツール等の投入効果を測定、分析することによってより効果的な踏み込んだ継続的な経営支援を行う。
- ・新事業創出促進法に基づく計画の認定を受けた事業者からの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての的確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする（平成15年度末までの実績は概ね平均200日）。

### 2) ニーズに応じた施策の提供

#### i) 事業化のための個別の経営課題の解決支援

新事業展開の実現に向けて、事業化のための経営課題の解決を支援する際には、機構は、必要に応じ、実用化技術開発支援、事業化検討のための費用の一部助成、専門家の継続派遣等の支援を行う。

これらの支援の実施に際しては、ニーズに応じた事業規模となっているか考慮するとともに、新事業展開等の課題解決目標を達成したとする事業者の割合（平成14年度実績は、専門家派遣では支援終了時点で80%、事業化助成では支援後2年経過時点で50%）を向上させる。

## 民間機関等による新事業支援の促進

- ・経済産業局、都道府県、支援センター等の公的機関との施策情報の共有化やイベント開催協力など連携体制の構築を進めるほか、特にキャピタル、金融機関、TLOなどの民間機関に対する支援情報の提供等により新事業展開のためのネットワーク構築に取り組む。
- ・ファンドへの出資については、公的機関や民間機関へのPRや資金需要の把握に努めつつ、大学発や地域密着等特色あるベンチャーファンドや踏み込んだ経営支援を行うファンドに出資し、その組成を促進する。  
また、制度発足2年目となる「がんばれ！中小企業ファンド」事業については、関係機関及び支部等機構内各部門等との連携により制度周知に努めるとともに、中小企業の新事業展開等を積極的に支援するファンドの組成を促進する。  
事業実施に際しては、事業効果の拡大に向けて機構の各種支援ツールと有機的連携を図るとともに、出資先ファンドの健全な運営を確保するため、投資委員会や組合集会への参加や組成したファンドの投資実績やパフォーマンスを把握するためのデータベースの構築を行う等、モニタリング機能の強化を行う。
- ・大学等技術移転促進法に基づく債務保証制度については、各支部の支援拠点サポート室と連携し、前年度に引き続きTLO及びTLO関係機関に対し情報提供を行う。
- ・TLOの経営実態を把握し、当該実態に応じ、債務保証制度改善の検討を行う。
- ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

## 新事業展開の実現のための踏み込んだ経営支援

### 1) 継続的な支援体制の構築

- ・支援内容の高度化、専門化ニーズに対応するため分野別の専門家の充実を図る。特に、創業者や中小企業の事業化を支援するための技術プロジェクトマネージャーに加え、販路開拓支援を強力に推進するための販路開拓プロジェクトマネージャーを配置し、事業化及び販路開拓を支援する体制を整備する。  
また、新連携支援地域戦略会議事業を円滑に推進するため、各支部に新連携支援プロジェクトマネージャーを配置するなどして実施体制を構築し、新連携に取り組む企業群を強力に支援する。  
さらに、専門家の支援能力を向上させるために専門家の行動目標・評価基準の徹底及び基礎研修（支援ツール修得研修）、支援事例研究会などを開催する。
- ・支援により成長した企業の成功要因や、支援の基礎資料となる支援先別カルテのデータベース化に向けてデータを整備するなど、支援に関する情報を機構内で共有・活用できる体制づくりを進める。
- ・創業等の事業活動を促進するための債務保証制度を立ち上げる。
- ・債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

### 2) ニーズに応じた施策の提供

#### i) 事業化のための個別の経営課題の解決支援

新事業展開の実現に向けた経営課題の解決のために、専門家の派遣、事業化助成等を組み合わせた総合的支援を行う。

- ・専門家派遣については、課題解決率80%の向上を目指し、機構の各種支援事業や他の支援機関との連携を図ることにより、対応できる経営課題分野について一層の拡大を図る。また、知的財産権や技術的課題についても支援効果を高めるため、他事業（機構の事業以外の事業）との連携可能性について検討を進める。
- ・特に、経済産業局が中小企業の優れた技術シーズ、ビジネスアイデアの事業化に向けた実用化研究開発に係る経費を補助する「実用化研究開発事業」については、中小企業庁・経済産業局の募集・審査等を支援するとともに、補助対象企業に対し経営課題の解決を支援する。また、事業化に係る経費を機構が助成する「事業化支援事業」については、支援後2年経過時点の事業化率50%以上の達成を目指し、的確な審査と効果的なハンズオン支援を行う。
- ・なお、技術開発・研究開発テーマを委託事業として行う「戦略的基盤技術力強化事業」、また「課題対応技術革新

)インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援

- ・ 機構が整備・管理するインキュベーション施設について、施設毎にインキュベーション・マネージャーを配置することにより、新事業シーズを有する大学、地方経済産業局、地方公共団体、地元支援機関等との人や情報のネットワークを確立し、入居者の成長段階・ニーズに応じて機構の有する各種支援ツールの活用等による迅速な支援サービスの提供を継続的に行うとともに、施設の効率的な運営を行う。また、効果的で適切な支援サービスの提供を図る観点から、入居者の成長状況、提供する支援内容、被支援者の満足度を適切に把握し支援サービスの向上に反映させる。
- ・ インキュベーション・マネージャーの人材については機構職員に対し研修等により広範な分野にわたる課題に適切に対処する能力の向上を図るとともに、専門的分野に係る民間、地方公共団体等外部人材の登用を図る。
- ・ このような取り組みにより、大学の優れた研究成果や企業のスピナウトの技術を事業化に結びつけようとする企業又は個人であって、挑戦する意欲を持つものの経営基盤が脆弱な創業前又は創業間もないものについて、事業化のために資金面のみならず知的・人的支援を提供し、原則3年程度で自律的な経営活動を行う企業にまで育成するハイリスクの起業支援を中核とするインキュベーション活動を開始し、中期計画期間において、支援から独立して企業活動を行える段階まで成長し卒業する入居者数の全入居者数に占める割合（卒業企業率）3割以上を達成するとともに、インキュベーション施設の平均稼働率（入居率）90%程度を達成する（平成15年度の平均稼働率（入居率）88.7%）。
- ・ 機構以外の主体が整備するインキュベーション施設についても、要請に応じてインキュベーション・マネージャーを派遣し、上記に準じた支援を行う。

)人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供

- ・ 事業化に向けた販売先・業務提携先・資金提供者の開拓、大学等と研究開発型中小企業との共同研究・技術移転などを支援するためのマッチングの場を設けるとともに、機会提供前後の経営支援を強化することにより事業成果の向上を図り、商談成立に近くなった状況やマッチングに至った割合（平成14年度実績は事業実施後1年以内の成果約30%）を向上させる。

地域の特性に応じた重点的な事業の実施

- ・ 事業実施に際して、各地域における地域の民間機関や経済産業局等に協力・連携し、地域の産業構造、技術シーズ等の特性に応じた適切な支援を通じて、地域経済活性化を促進する。特に、経済産業局等が取り組んでいる産業クラスター計画の実施について経済産業局の各種施策に十分協力・連携する。
- ・ インキュベーション施設の整備・運営等について地方自治体と連携して地域の自律的な発展の促進に資するよう適切な事業運営を図るなど、創業、新事業展開の促進のための地方自治体の取り組みとの連携を強化する。

促進事業」については、適切なフォローアップを行う。

)インキュベーション施設の整備とインキュベーション・マネージャーによる支援

- ・ 中期計画の終了時における卒業企業率3割を目指して、機構が整備・管理するインキュベーション施設にインキュベーション・マネージャーを配置し、入居者のニーズに即した効果的な支援活動を実施する。また、機構以外の主体が整備するインキュベーション施設についても、要請に応じて外部専門家を派遣するなどの支援を行う。
- ・ 入居率が低い施設（かずさバイオインキュベータ及びクリエイション・コア福岡）については、地方自治体との緊密な協力関係を一層強固なものとし、入居率の向上に注力する。
- ・ 平成16年度事業対象施設（新事業創出型事業施設2ヶ所（京都、神戸）及び大学連携型起業家育成施設3ヶ所（慶應大、名古屋3大学、熊本大））を本年度中にオープンさせ、入居者支援活動を開始する。その際、地方自治体等の協力のもと、オープン時での入居者の確保に注力する。
- ・ 平成17年度事業対象施設については、新事業創出型事業施設3ヶ所（浜松、京都、神戸）及び大学連携型起業家育成施設3ヶ所（東工大、同志社大、石川4大学）の整備に着手し、スケジュールに従い着実に工事を進める。
- ・ 平成17年度におけるインキュベーション施設の平均稼働率（入居率）については、平成15年度実績（88.7%）を上回ることを目標とする。

)人材、資金等経営資源及び市場とのマッチング機会の提供

中小・ベンチャー企業に対して、以下のマッチング機会の提供を行う。事業の実施に当たっては、有望な発表者・出展者及びマッチング目的に合致した来場者の募集を行うとともに、ビジネスプランのブラッシュアップ、出展をより効果的にするための研修やアドバイス、さらには事後のフォローアップ等開催前後の支援を行うことにより、1年以内に商談等具体的交渉やマッチングに至った割合を30%以上とすることを旨とする。

- ・ 販路拡大及び業務提携先とのマッチング事業  
ベンチャー企業が開発した試作品、製品及びサービス等を一堂に展示・紹介し、事業提携先の獲得や販路開拓等のマッチングを図る全国規模の「ベンチャーフェア」を開催する。  
また、経営革新に取り組む中小企業等が各分野で販路開拓等のマッチングを図る全国規模の「中小企業総合展」を東京と大阪で開催するほか、中小企業の新市場創出が期待される分野に絞り込んだ「見本市」を開催し、販路開拓・取引拡大、資金調達、事業提携等のマッチングを図る。
- ・ 資金提供者とのマッチング事業  
中小・ベンチャー企業が投資家等に対し具体的なビジネスプランのプレゼンテーションを行い資金調達等のマッチングを図る「ベンチャープラザ」を開催する。
- ・ 大学との連携事業  
中小企業の技術ニーズに基づき、大学等に所属する研究者と中小企業等との技術交流をより直接的に促進し共同研究を可能とする機会を創出する。

地域の特性に応じた重点的な事業の実施

- ・ 事業実施に際しては、各地域における新事業支援促進体制づくりを併せて推進していく。そのため各支部は、地方銀行、信用金庫、大学、TLOなどの民間機関や、経済産業局、都道府県、各支援センター、商工団体など公的支援機関との情報交換・人材交流・相互事業協力等の強化を通じて、地域の産業構造、技術シーズ等の特性に応じた適切な支援を行い、地域経済活性化を促進する。特に、経済産業局等が取り組んでいる産業クラスター計画の実施については、機構の持つ様々な支援ツールを活用しつつ、経済産業局の各種施策に協力・連携する。
- ・ インキュベーション事業等について、大学や地元支援機関等から必要な協力が得られるよう、地方自治体と共同して支援体制の構築及び支援活動を実施する。

|  |  |
|--|--|
| <p>(2) 経営基盤の強化</p> <p>経営者等の知見の充実</p> <p>1) 実践的な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の中小企業大学校は、中小企業経営者をはじめとする経営の基盤となる人材育成のため、経営戦略の策定や生産現場改善などの経営課題や、例えば知的財産の活用手法や財務会計の透明化といった中小企業政策上重要な新たな企業経営上の課題に対し、現実的な課題解決を促進する研修を行う。また、そのような中小企業政策上重要な新たな企業経営上の課題に円滑に対応するため、短期間で集中的に、出来るだけ多くの中小企業に対して研修を行う。</li> <li>・ 研修内容の質的向上を図るため、大学(院)との連携を行う。</li> <li>・ 機構の中小企業大学校は、事業の実施に際して、ニーズに応じた規模(回数、日数及び受講者数)となっているか考慮するとともに、受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。</li> </ul> <p>2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修の実施場所については、研修の内容、期間及び対象者などに留意しつつ、関係機関と連携を図ること等により校外研修を大幅に拡大する。特に、中小企業の新たな企業経営上の課題について行う研修については、短期間で集中的に、出来るだけ多くの中小企業が受講できるようにするため、校外研修にするなど利用者の利便性の向上を図る。</li> <li>・ 受講料については、研修の内容、期間及び対象者などに留意し、適切な設定を行う。</li> <li>・ 中小企業大学校の施設は、本来の施設の目的を損なわない範囲において、その有効利用の観点から地域の支援機関、企業、自治体等に開放して、地域経済の活性化や地域固有の課題解決等のために利用できるようにし、活用を図る。</li> </ul> <p>経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備</p> <p>1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業のニーズを踏まえた様々な経営課題や中小企業の経営実態、地域経済情勢に関する情報蓄積を行い、インターネットや支援機関等とのネットワークの活用による情報提供を行うとともに、相談、セミナーの実施、専門家・OB人材の派遣等の経営支援を行う。</li> <li>・ インターネットによる情報提供については、アクセス数を本中期計画満了年において年間1100万件以上(15FY実績; 970万件)とし、相談、セミナー、専門家・OB人材派遣等支援事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。</li> </ul> | <p>(2) 経営基盤の強化</p> <p>経営者等の知見の充実</p> <p>1) 実践的な研修の実施</p> <p>) 成長志向型研修及び課題解決型研修等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これから成長していこうとする企業に対し中小企業政策と密接に連携した重要課題を研修テーマとする研修(成長志向型研修)を実施する。特に財務・管理会計の必要性の普及と理解を目指す「中小企業会計啓発・普及セミナー」の事業規模を拡大する他、第二創業を促進するような研修なども企画し実施する。</li> <li>・ また、中小企業者が直面する経営課題の対応策、解決を促進するための研修(課題解決型研修)を充実する。研修の実施にあたっては、企業の個々の問題解決や課題達成に資することを目的に、グループによるディスカッションや講師による指導などによる“気づき”を促すカリキュラムを策定し、受講者の「役立ち度」の向上に努める。</li> <li>・ さらに、個別企業や業界団体へのオーダーメイド型研修、民間機関の中小企業支援能力の向上を目的とした「地域金融機関等職員研修」を各地域のニーズに応じて企画し実施する。</li> <li>・ これら研修の充実に向け、支部内部及び本部支部間といった機構内部の有機的連携体制を強化するとともに、中小企業庁や商工団体等の支援機関との連携も一層の強化を図る。</li> </ul> <p>) 大学(院)との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業・ベンチャー企業向け講座の共同開設、プログラムや教材の開発など連携可能な分野について検討し、研修内容の質的向上に向けた取り組みを試行する。</li> <li>・ 受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の割合を80%以上とする。</li> </ul> <p>2) 利用者の利便性の向上、施設の有効活用</p> <p>) 校外研修の充実</p> <p>財務・管理会計に関する研修について、他の支援機関などと募集及び運営について連携し、大学校施設外にて実施するなど校外研修を拡充する。</p> <p>) 受講料の設定</p> <p>受講料の設定については、研修コスト、受講者の負担能力、政策上の要請の有無などを総合的に勘案し適切な設定を行う。</p> <p>) 大学校施設の有効活用</p> <p>大学校施設は研修の用に供することを主目的としつつ、施設の有効活用に努める。</p> <p>経営資源に関する情報の提供、助言を行う相談体制の整備</p> <p>1) 経営資源等に関する情報の蓄積と提供</p> <p>) わかりやすく課題解決に有効な支援情報の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトとして、中小企業ビジネス支援検索サイト「J-Net21」を整備・運営する。</li> <li>・ また、J-Net21の機能を高めるため、既存コンテンツを評価・見直し・改善するとともに、新規コンテンツの企画、評価、作成や施策情報の充実等を進める。</li> <li>・ 本中期計画満了年において年間1100万件以上という目標を踏まえ、平成17年度1年間(平成17年4月~平成18年3月)の目標アクセス数は1000万件とする。</li> <li>・ さらに、メールマガジンの配信により支援情報の提供を推進する。</li> <li>・ 中小企業の経営革新のため、タイムリーなテーマを選び調査を行う「中小企業環境調査」及び四半期ごとに産業別・地域別の景気動向を調査する「中小企業景況調査」を実施し、その調査結果をインターネット等を通じて提供す</li> </ul> |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>2) ワンストップ相談機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターは、窓口相談や出張相談をはじめ、中小企業者の利便性に配慮し、経営相談を電話により実施するホットラインの設置・運営及び積極的なPRに努め、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターとも連携して、相談対応件数（平成15年度の中小企業・ベンチャー総合支援センターの相談実績16,256件）の抜本的な拡大を図る。</li> <li>相談にあたっては、機構が実施する施策のほか、国及びその関係機関が実施する施策や、地方自治体及びその関係機関が実施する施策についても情報提供を行うなど、事業者の活用できる施策情報の提供を一体的に実施する。</li> <li>その際、各支部のセンターは、ブロック内の3類型支援センターの結節点として、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターと連携を密にし、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターとの間で、経営課題解決事例、支援人材、支援ノウハウ、国や地方の支援施策情報等の支援情報の提供・交流を行うとともに、定期的に連携会議を開催し、支援機関の連携の推進、支援水準の向上等を図る。</li> </ul> <p>3) 中小企業支援機関職員等に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の中小企業大学校は、中小企業施策との連携を深めるとともに、都道府県や商工会、商工会議所等の中小企業支援機関のニーズを踏まえ、支援担当者の質的向上に努めるとともに、現場に即した中小企業支援の研修素材を開発する。</li> <li>これらの受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。</li> </ul> <p>地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等</p> <p>1) 連携・集積等のための施設の整備及び活用</p> | <p>る。<br/>調査にあたっては、調査の内容、手法、公表の形態等のあり方について継続的に検討し内容の充実に努める。</p> <p>) 中小企業のニーズに対応した特定課題に関する情報提供・助言等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務経験の豊富な大企業等のOB人材を派遣するほか、国際化、IT推進、環境安全、物流効率化等中小企業のニーズが高い分野について、相談、セミナーの実施、専門家の派遣等の経営支援を行い、利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。</li> <li>また、本部部門は支部をバックアップする体制を強化し、支部を通じて得られた支援ニーズを事業内容や重点分野等にスピーディに反映させる。</li> <li>国際化については、これまで実施してきた外部専門家による助言・相談、ISBCへの参加、海外の中小企業支援機関との交流、最新情報等のホームページによる提供などに加え、経済連携協定（EPA）を含む国際化の一層の進展、中小企業分野等における経済協力・技術協力に関するニーズの増大等の環境変化をも踏まえ、国やJETROなどの支援機関等との連携を深めつつ、それらへの積極的な対応と支援体制の整備を進める。</li> <li>また、地域特性を活かした製品の開発などの地域ブランド作りに取り組む中小企業者等に対して、マーケティング等の専門家を派遣する等、適切な支援を行う。</li> </ul> <p>2) ワンストップ相談機能</p> <p>) 中小企業・ベンチャー総合支援センターの窓口相談等の拡充<br/>経営相談を電話により実施するホットラインを運営するとともに、支部内各部門や本部関係部門との連携に加え、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター、市町村などの地方自治体とも連携を強化し、出張相談を実施すること等により、相談件数を平成16年度実績を踏まえ対前年度比7.5%程度増加させることを目指す。</p> <p>) 施策情報提供の一体的実施<br/>相談事業の実施にあたっては、機構が実施する施策情報を提供するほか、国及びその関係機関が実施する施策や、地方自治体及びその関係機関が実施する施策情報を併せて提供するなど一体的な施策情報提供を行うため、本部と支部との連携を含めた、組織体制の整備や人材育成等を行う。（具体策は「(4) 施策情報の提供機能の充実」に記載）</p> <p>) 3類型支援センターとの連携<br/>プロジェクトマネージャーを中心とした全国会議、支部単位でのブロック会議などを実施し、実務的な連携のあり方や支援能力向上のための情報共有の推進を行う。<br/>また、全国9つの支部支援センターがブロック内における中小企業支援体制の結節点となって、ブロック会議の開催等により成功事例等の共有を進めるとともに、都道府県等支援センター、地域中小企業支援センター及びその他中小企業支援機関と連携を図り、支援事業をサポートする。</p> <p>3) 中小企業支援機関職員等に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業支援担当者向け、中小企業支援協力機関役員向けのそれぞれの研修について、「受講機会の拡大」、「中小企業施策の多様化・高度化などのニーズの変化」に対応した内容とする。具体的にはそれぞれの機関別の研修体系を見直し、中小企業支援担当者等研修として研修体系を一元化するとともに内容もレベル別に改編し、支援能力の段階ごとに計画的に受講ができるようにする。</li> <li>また、地域の支援人材の拡充に寄与するため、市などの商工施策担当者にニーズに応じて本研修を実施し支援能力の強化をはかる。</li> <li>また、こうした研修体系の見直しを踏まえたうえで、研修内容の充実に努めるための研修教材の開発を進める。</li> <li>受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。</li> </ul> <p>地域産業集積の形成、中心市街地の活性化等</p> <p>1) 連携・集積等のための施設の整備及び活用(高度化融資事業等)</p> |
|--|--|

)助言・診断と一体となった施設整備のための資金支援等

- ・ 中小企業者の連携・共同化の推進、商店街等の中小企業者の集積の活性化を図るため、施設の整備や既存施設のリニューアルに対する資金支援を行う。高度化融資事業の貸付に当たっては、利用者の事業成果の向上を図るため、都道府県と連携し診断・助言を実施するとともに、事業実施計画の策定等を支援するため、利用者からの要請に応じて専門家の派遣を行う。  
また、貸付後においては、利用者の事業成果の向上を図るため、都道府県と連携し利用者の経営状況を的確に把握するとともに、経営改善が必要な利用者に対して経営のアドバイスや専門家の派遣等を行う。
- ・ このような支援を通じ、貸付後、原則として3ケ年を経過した利用者に対して、各貸付先があらかじめ設定した生産性や集客力の向上といった事業実施目標の達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする(平成12～14年度の評価実績は69%)。
- ・ 機構が整備した貸工場、貸事業場については、地方自治体等と連携して、地域の自律的発展の促進に資するよう適切な事業運営を図り、積極的な誘致活動や入居企業のニーズに応じて、機構の有する各種支援ツールを活用した支援を行う。これらの取り組みにより、施設の平均稼働率(入居率)90%程度を達成する(平成15年度の平均稼働率(入居率)81.1%)。

)制度運営における改善

- ・ 高度化融資制度の運営に当たっては、連帯保証制度の見直し、条件変更の弾力化等、適切な貸付条件の整備を行い、その貸付条件に沿った確実な審査を行う。また、利用者の利便性の向上を図るため、貸付に係る手続の簡素化(従来、事業着手時と貸付時にそれぞれ行われていた審査手続きの一元化など)及び申請書類の削減により、貸付審査に係る期間を短縮する(平成14年度実績:67.3日)。
- ・ 利用者の経営状況について継続的な情報収集により、経営改善が必要な貸付先を早期に把握し、これらの貸付先に対して経営状況に応じた適切な経営改善を支援するため、相談・助言等を行い、不良債権の発生を抑制に努める。
- ・ 延滞等により回収が困難な状況にある利用者からの回収を促進するため、専門家の派遣や債権管理に関する研究会を開催するなど、都道府県の債権管理業務を支援する。

)産業用地の活用

- ・ 地域産業集積の活性化、新事業創出の促進のために整備した産業用地について企業が進出する際の費用の助成について地方自治体への働きかけ、地方自治体と連携した企業誘致活動の展開、企業ニーズに応じた区画の変更、賃貸による活用促進など産業用地の有効活用のための多様な活動を行うことにより、中期目標期間終了時点において産業用地の平均活用率60%以上を達成する。

2)商業集積・中心市街地活性化支援

- ・ 商業集積の魅力及びマネジメント能力の向上や中心市街地の活性化のために、経済産業局、地方自治体や関係

)助言・診断と一体となった施設整備のための資金支援等

- ・ 平成16年度に需要把握した高度化融資の利用意向のある者に対するフォローアップを行うとともに計画の推進に向けた助言等を行うことにより、施設の整備や既存施設のリニューアルに係るニーズに対して的確な対応を行う。さらに、業界団体、登録アドバイザー等の専門家、支部等を活用し、高度化事業に対するニーズの把握を引き続き推進する。
- ・ 貸付後一定期間経過した利用者に対し事業目的の達成度、有効度及び満足度等に関する成果調査を実施し、その分析・評価を通じて今後の診断・助言や制度運営に活かす。
- ・ 貸付後においても、貸付先のニーズを踏まえた運営診断及びアドバイザー派遣を積極的に実施し、3ケ年後の事業実施目標達成率80%を目指す。
- ・ 新たな企業連携に対する支援、環境調和型の流通・物流の効率化等の政策に対応した貸付条件、助言・診断体系の整備を行い、併せて制度普及を図る。
- ・ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した貸工場等の賃貸事業については、各支部において、地方自治体等の協力のもと、入居者の確保に努めるとともに、施設の適切な管理・運営を行い、入居者のニーズに応じた適切な支援活動等を実施する。特に、テクノフロンティア岡山及び四日市については、地方自治体との緊密な協力関係を一層強固なものとし、入居率の向上に注力する。
- ・ 平成17年度における貸工場等の平均稼働率(入居率)については、平成15年度実績(81.1%)を上回ることを目標とする。

)高度化制度運営における改善

- ・ 改善された貸付条件の周知  
リニューアル事業への積極的支援、連帯保証制度、貸付金利、条件変更の弾力化等の内容について、地方公共団体及び中小企業者に向けての制度普及を図る。
- ・ 利用者の経営状況の把握  
高度化資金の利用者の経営状況を把握し、利用者が不測の事態に陥る前に適切な対応をとることにより、円滑な債権回収と新たな不良債権の発生を防止するため、引き続き、都道府県等を通じて高度化資金利用者の決算書及び経営データを収集・整理・分析する。  
また、その分析結果から経営不振の兆候があると判断される利用者に対し、運営診断及び事後助言の実施や外部専門家の派遣等による支援を行う。
- ・ 債権管理業務の充実  
債権回収に係る法律問題、効果的な回収方法などについて都道府県の債権管理担当者を対象に相談指導や研究会を実施するとともに、都道府県を対象に延滞債権に係るヒアリングを実施し、延滞原因、今後の回収方法等について確認して、債権回収の促進を図る。  
なお、平成17年度は、関係機関・専門家等の構成により、「延滞債権等に係る債権管理・回収手法の検討会」を開催する。  
また、債権管理・回収業務においては、債権回収の専門知識を持つ民間の専門家(弁護士、サービサー)を債権管理アドバイザーとして登録し、都道府県からの相談(出張相談も含む)や研究会においても活用する。

)産業用地の活用

- ・ 賃貸制度の積極的活用等による企業誘致を展開する。
- ・ 造成中の産業用地については、引き続き、地元自治体、関係者と一体となって、同用地の地元の産業振興に有益となる活用プランの検討を進める。
- ・ 産業用地ごとの販売方針を策定し、分譲促進を図る。
- ・ 平成17年度においては、約12haの活用を図る。

2)商業集積・中心市街地活性化支援

- ・ 市町村又はTMO(タウンマネジメント機関)が行う中心市街地活性化の取り組みを支援するためハード・ソフト

|  |   |
|--|---|
| <p>団体との連携を強化し、基礎的調査等の実施、人材育成や地域のコンセンサス形成等に対する支援も含め、活性化構想の具現化、計画づくりに対する助言などの継続的な支援を行う。特にマネジメント能力の向上については、商業集積マネジメント能力を評価し、これを向上させるための助言、調査等の支援を行うことにより、一定レベル以上のマネジメント能力を有する地域を20地域以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TMO、商店街振興組合等、商業者等の団体に対するアドバイザーの派遣等により、経営課題や組織運営の課題解決のための支援を行う。</li> </ul> <p>これらアドバイザー派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化法に基づく計画の認定を受けた事業者からの債務保証又は出資の申込み並びに特定商業集積法に基づく特定商業集積の整備事業者からの債務保証の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての的確な審査を行い、事業リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする（平成15年度末までの実績は概ね平均200日）。</li> <li>・ 整備済賃貸施設等に関し、地方公共団体が作成した中心市街地活性化基本計画の進捗等を踏まえ、機構の中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営を行い、積極的活用を図るための改善及び提案を行う。</li> </ul> <p>(3) 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>再生支援の促進</p> <p>1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業再生支援協議会に対し、中小企業の再生に関する支援策や事例等の情報提供や、連絡会議等への参加等を通じて連携を強化するほか、協議会のニーズを踏まえ、必要に応じ支援ツールの提供を行う。</li> <li>・ 産業活力再生特別措置法に基づく計画の認定を受けた事業者からの債務保証又は出資の申込みについては、業務方法書等に定めるところに従い信用力、採算性等についての的確な審査を行い、リスクの合理的な分散と管理が確保され得るかを適切に判断するとともに、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする（平成15年度末までの実績は概ね平均200日）。</li> </ul> <p>2) 再生ファンドの組成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的な利益獲得を目指すのではなく中期的に株式、債権を保有し、地域において投資先企業に対する継続的な支援を行う地域中小企業再生ファンドの組成を促進する。そのため、中小企業を再生させる能力を有し、かつ、地域の中小企業の実情に精通し、中小企業再生支援協議会と連携して支援を行う等、出資金を毀損するおそれの低い運営能力を持つと判断されるGP（ファンドの運営責任者）の選定に努め、地域（民間）からの要請に応じて資金を供給する。事業実施に際してはファンドの投資実績がニーズに対応したものとなっているか考慮するとともに、組成したファンドに対し、債権買取の適正性も含めファンドの運営状況に関する監査結果の確認、再生計画の進捗状況の把握等、継続的なモニタリングを行い、必要に応じてGPに対し意見を述べるなどにより、地域中小企業再生ファンドの財務の健全性を確保し、地域中小企業の再生に向けた取組みを支援する。</li> </ul> <p>小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>1) 資産の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模企業共済制度においては、安全かつ効率的な資産運用を行うため、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等について基本方針を定め、これに基づいた運用を行い累積欠損金の減少に努める。また、少なくとも年1回資産構成等の運用実績について基本方針に沿った運用が行われているかを中心に評価を受けるとともに、基本ポートフォリオの有効性等の評価も併せて受け、当該評価結果をその後の資産運用に反映させる。</li> <li>・ 中小企業倒産防止共済制度においては、外部人材の採用及びノウハウの導入、業務のマニュアル化を始めとした回収管理体制の一層の強化を図るとともに、延滞発生直後の迅速な対応やモニタリングの仕組みの構築を始</li> </ul> | <p>の両面にわたる総合的な診断・サポートを行う。特に、一定レベル以上の商業集積マネジメント能力を有する地域を20地域以上とすることを旨とし、TMO等に対し職員や外部専門家を派遣し、TMO構想等に関して地域住民のニーズ、組織・運営体制、都市機能における位置づけ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言を行う。また、中心市街地活性化を支援するため、経済産業局、地方自治体、関係団体等との連携を推進しつつ、中心市街地活性化を推進する人材の育成等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街等や中心市街地が抱える経営課題及び組織運営の課題の解決を支援するため、商店街組合、TMO等に対して、外部専門家を派遣し、適切な助言等を行う。</li> </ul> <p>これら専門家派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地活性化法に基づく債務保証制度については、地方公共団体等の担当部署及び商業開発を担う民間企業に事業構想の初期段階で情報提供することに努める。</li> <li>・ 債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。</li> <li>・ 整備済賃貸施設等に関しては、個別地方自治体における中心市街地活性化基本計画の具体的進捗等の把握や関係団体等とのネットワークの構築を通じて、機構の中心市街地活性化に資する施設等の適切な管理運営を行うとともに、施設等の積極的活用を図るための提案等を行う。</li> </ul> <p>(3) 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>再生支援の促進</p> <p>1) 中小企業再生支援協議会への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業再生支援協議会及び経済産業局等が実施する連絡会議等に積極的に参加し、各協議会との連携を深めるとともに、中小企業の再生支援に有効な支援策、事例等に関する情報を収集し、加工・分析のうえ、各協議会に対して情報提供する。</li> <li>・ 産業活力再生特別措置法に基づく債務保証制度等については、国との連携を密にしつつ活用の推進を図る。</li> <li>・ 債務保証の申し込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。</li> </ul> <p>2) 再生ファンドの組成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業局、都道府県、中小企業再生支援協議会等との連携のもと、地域の金融機関やファンド運営会社に対する制度説明を行うとともに、先進事例に関する情報も提供することにより、ファンド組成を促進する。また、ファンド出資に係る審査、契約、出資金払込等の手続きに関する事務処理について迅速な対応を図るとともに、審査ノウハウの向上に努め、出資金を毀損するおそれの低いファンド運営会社（GP）の選定を行うこととする。さらに、組成後のファンドの投資委員会へのオブザーバーとしての参加をはじめ、半期ごとにGPから提出される業務執行状況報告書やファンドの運営状況に関する監査報告書等の確認などを通じて、ファンドの適正な運営に関するモニタリングを徹底するとともに、投資事例等の情報収集、事例分析を行い、有効な情報の蓄積を図る。</li> </ul> <p>小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>1) 資産の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模企業共済制度においては、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき、安全性と効率性に留意した運用を実施し、累積欠損金の縮減を図り資産の健全化に努める。</li> <li>・ また、その運用実績について基本方針に沿った運用が行われているかの外部評価を受け、その結果を資産運用に反映させる。</li> <li>・ 中小企業倒産防止共済制度は、毎年の共済貸付金回収率が87%程度であれば中期的に財務収支がバランスするため、それを目標に外部人材の活用及びノウハウの導入、業務のマニュアル化などによる債権保全体制の強化を図る</li> </ul> |
|--|---|



|   |  |
|---|--|
| <p>めとした回収管理措置の充実を図ることにより、共済貸付金回収率の一層の向上に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共済制度の運営状況については、インターネット、広報誌等を通じ契約者に対し徹底した情報の公開を行う。</li> </ul> <p>2) 加入促進対策の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の都道府県を対象とした集中的な加入促進や確定申告時期に合わせた加入促進の実施などを盛り込んだ加入促進計画を策定し、これに基づき加入促進活動を着実に実施する。また制度の周知・普及を図るため、わかりやすく訴求力の高い広報資料等を作成するとともに、支援機関等との連携、インターネット等を積極的に活用する。これらにより中期目標期間中に、小規模企業共済制度については37万6千件、中小企業倒産防止共済制度については8万件以上の加入を目標とする（平成14年度実績：小規模共済76,502件、倒産防止共済：16,263件）。</li> </ul> <p>3) 契約者サービスの向上</p> <p>）各種手続きの簡素・迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共済金の給付、貸付け、審査等の各種事務手続きについては、掛金の収納や共済金等の送金等に係るシステム開発や、各種手続書類を容易にダウンロード出来る環境を構築するなどの見直しを進め、処理期間の短縮化を図りサービスの向上に努める。特に迅速な貸付けが求められる倒産防止共済制度においては、効率化を図ることにより、大規模倒産等特別な状況下にある場合を除き、申請受理後貸付けが行われるまでの期間について、18日以内で貸付けが行われる案件の割合を80%以上とする（平成12～14年度実績（平均）：22.4日）。</li> </ul> <p>）契約者相談窓口機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約者からの相談・照会については、相談応答業務のマニュアル化等や電子メール等の活用も含めた各種応答方法の検討を行う等、契約者等からの相談等に対し的確な情報提供を行い、より質の高い契約者サービスを提供できる体制を構築する。</li> </ul> <p>）支援機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援機関等と連携し加入促進対策を実施するに際しては、支援機関等に対し機構が実施する両共済制度以外の各種施策のPRも併せて実施することとする。<br/>また、定期的に発行する契約者向けの広報誌や広報資料等の媒体を、両共済制度以外の中小企業施策を周知・普及するための広報ツールとして有効的に活用する。</li> </ul> | <p>とともに、外部専門機関等（サービサー）を活用するなど、各種回収策を確実に実行する。特にサービサーへの債権回収委託については、回収金の一定割合に相当する金額を成功報酬とする措置を講ずることなどにより、回収成果の最大化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が共済制度の運営状況を的確に把握できるように、資産の運用状況等をインターネットや加入者に対する広報誌等を通じて積極的に公開する。</li> </ul> <p>2) 加入促進対策の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入促進計画に基づき、中小企業庁及び機構の共催により、10月及び11月に全国規模で集中的な加入促進運動（全国加入促進強調月間運動）を実施する。</li> <li>小規模企業共済制度では7県とタイアップして、中小企業関係団体、市町村等の協力のもとに集中的な加入促進運動（モデル県運動）を実施するとともに、帯広市においても、関係機関を挙げて集中的な加入促進運動（都市部運動）を併せて行う。</li> <li>中小企業倒産防止共済制度については、群馬県とタイアップして、集中的な加入促進運動（全県運動）を実施するほか、地方自治体と連携して特定の商工会又は商工会議所地区における集中的な加入促進運動（特定地域特別加入促進運動等）を着実に実施する。（釧路、八戸）</li> <li>制度の周知・普及を図るため、わかりやすく訴求力の高いパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、関係機関（商工会・商工会議所等の委託団体、金融機関、事業者団体）等に配布し、共済制度の周知広報依頼を行うとともに、関係機関等の発行する広報誌（紙）への共済制度に関する広告の掲載や記事掲載を積極的に働きかける。特に、平成17年度は小規模企業共済法施行40周年にあたるため、これに因む行事等を通じた機構のPRと制度普及を進める。</li> <li>これら活動により、平成17年度における加入目標を、小規模企業共済制度80,000件、中小企業倒産防止共済制度18,000件とする。</li> </ul> <p>3) 契約者サービスの向上</p> <p>）各種手続きの簡素化・迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手続きの簡素化、迅速化のため掛金の収納や共済金等の送金等に係るシステムの設計を行うほか、各種手続書類を容易にダウンロード出来る環境を構築し、一部書類についてはダウンロードを可能とする。また、事務処理の正確化・迅速化を図るため、各種事務作業の分析に基づきマニュアルの改善や外部委託を推進する。</li> <li>中小企業倒産防止共済制度においては、審査事務の効率化等により審査期間の短縮化に努めるとともに、制度の健全な運営を維持するため不自然な貸付請求については、引き続き慎重な貸付審査を実施する。共済金貸付に係る処理期間については、18日以内で貸付けが行われる案件の割合を80%以上とする。</li> </ul> <p>）契約者相談窓口機能の向上</p> <p>契約者からの相談・照会については、電子メール等の活用も含めた各種応答方法の検討を行うほか、相談業務の対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、懇切丁寧な対応を職員に徹底する。また、ホームページにおいて申請書等の記載方法等加入者がわかりやすい情報を提供するとともに、手続用紙を可能な範囲でダウンロードして使用できるようにするなど、各種諸手続の電子化を進める。</p> <p>）支援機関等との連携</p> <p>支援機関等と連携した加入の促進においては、共済制度以外の各種施策のPRも積極的に実施する。また、共済加入者広報や広報資料等の媒体を両共済制度以外の中小企業施策を周知・普及するための広報ツールとしても活用する。</p> <p>災害時における迅速な対応</p> |
|---|--|

(4) 施策情報の提供機能の充実

施策情報のわかりやすい提供方法の充実

- ・ 中小企業者からの要請の強い金融等の施策情報、活用事例、地方自治体等が独自に実施する施策の情報も含め、必要な施策が検索できるような施策の逆引き機能を持った施策情報サイトを構築する。また、各種媒体の他、相談機能や関係機関の活用など、中小企業施策を広く効果的に周知させるための情報提供方法の多様化を図る。
- ・ 関係機関の協力も得ることにより、Q & A集、成功事例集等の作成等を行い、情報活用の容易性に配慮したコンテンツの作成、提供を着実に進める。

施策情報に詳しい相談人材の育成促進

- ・ 職員を研修や相談業務に直接従事させる機会を増加させること等を通じて、中小企業の抱える経営課題を的確に把握し、適切な施策情報の提供ができるような内部人材を育成する。また他の中小企業支援機関との相互的人的交流などを通じて施策情報やその活用に関する情報提供能力を向上させる。

相談窓口における施策情報提供

- ・ 中小企業者に対する窓口相談を通じて、経営課題への対応に関するアドバイスに併せて、課題解決に有効な施策情報を提供し、課題解決の促進を図る。また、こうした施策情報提供機能を幅広く周知するため、関係機関との積極的な連携を行うとともに、機構の保有する媒体やイベント等の積極的な活用により浸透を図る。

施策情報を提供する機関との連携等

- ・ 各支部において、行政施策情報担当者を配置し、地方自治体等の公的支援機関、金融機関等の民間機関が事業者に対して的確な施策情報を幅広く提供できるよう連携体制を構築する。また、これらの機関に対する施策情報の提供、これらの機関が実施する施策情報の収集整理等を行うとともに、これらの機関が抱える課題、事業ニーズ等を掘り起こすことにより、機構の実施する事業についてこれらの機関との連携を強化する。

(5) 期限の定められている業務等

政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等

- ・ 総合的な分譲促進策として、産業用地の分譲等について、効率的な分譲体制の整備、広範かつ多様な営業活動や分譲・賃貸条件の弾力化等を定めるとともに、企業ニーズを踏まえた産業用地の分割整備や価格設定を行い、これらを通じて、中期目標達成に向けた着実な分譲の推進に努める。
- ・ また、地域経済の活性化に向け、地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益

災害時においては被災中小企業の速やかな回復に向けて専用相談窓口を設置するなどの支援体制を迅速に整備するとともに、災害高度化融資や小規模企業共済災害貸付などを含めた支援策を総合的に実施していく。

(4) 施策情報の提供機能の充実

施策情報のわかりやすい提供方法の充実

- ・ 中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトである「J-Net 21」において、中小企業者からのニーズの高い金融等の施策情報、活用事例に関する内容を充実するほか、地方自治体等が独自に実施する施策情報も提供する。その際には、経営課題に応じた適切な施策が検索できるような施策の逆引き機能を付加するとともに、更新頻度を増やすなど情報の鮮度にも配慮する。
- ・ 創業、経営革新、新たな企業連携の支援を内容とする新しい中小企業施策の周知を図るため各種媒体・イベントを活用した広報を行うほか、中小企業施策全般について広く効果的に周知させるため相談事業、研修事業、関係機関とのネットワークなど、各種媒体を活用した情報提供方法の多様化を図る。
- ・ さらに、事業毎の成功事例や関係機関からの事例情報を幅広く収集し、一元的検索を可能とするほか、経営や施策に関するQ & A集の充実も図る。

施策情報に詳しい相談人材の育成促進

窓口相談業務の均一性、レベルの向上のため窓口相談者研修を実施するほか、各支部において相談業務に直接従事させる機会を増加させるなどOJTもあわせて実施する。

相談窓口における施策情報提供

窓口相談を通じて、経営課題の解決に有効な施策情報をあわせて提供するとともに、課題解決の促進を図るため、窓口相談における施策情報提供の実績等を分析し、有効な施策情報提供手法について検討を進め、その成果を窓口相談機能の強化に活用する。  
また、こうした施策情報提供機能を幅広く周知するため、機構の保有する新聞、J-Net21、ホームページ、メールマガジン等の媒体や、ベンチャーフェアやベンチャープラザ事業、あるいは他機関のイベント等の積極的な活用を図る。

施策情報を提供する機関との連携等

- ・ 各支部は、引き続き、地方自治体等の公的支援機関や金融機関等の民間機関との連携を深め、各種のイベントでの相談コーナーの設置、施策セミナーなどを積極的に実施するとともに、金融機関等の民間機関が事業者に対して的確な施策情報を幅広く提供できるよう、大学校における研修のほか、相談会・説明会など施策情報提供の場を積極的に設ける。また、本部においては、施策情報を適切に収集・整理し、各支部に伝達する。
- ・ 各支部は地域に構築した人的ネットワークを活用して、関係機関の有する情報を収集・整理する。また、機構の実施する事業について産業クラスター計画との連携や地方自治体の産業プロジェクト等の支援のため働きかけや調整を行う。さらに、これらの活動等を通じて把握された地域等の課題や事業ニーズを、関係機関と連携・調整のもと、機構事業の改善や新たな展開に的確に反映させる。

(5) 期限の定められている業務等

政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等

- ・ 分譲状況や周辺の取引状況等も踏まえ、分譲価格を見直し、競争力のある価格に改定する。
- ・ 小区画のニーズについて、可能な限り柔軟に対応する。
- ・ 賃貸制度について、広くPRを行う。
- ・ 地域の産業集積を図るプロジェクトや、環境、エネルギー、その他公共公益施設に係る用地需要等について、調

|  |  |
|--|--|
| <p>系施設に係る用地需要等についても、地元自治体と連携を密にし、産業用地の利活用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、中期目標達成に向け、各産業用地の事業実績に応じた見直しを毎年度行うとともに、分譲等が進んでいない産業用地については、関係自治体等と協議し、各産業用地ごとに個別かつ具体的な成果が見込まれるあらゆる分譲等促進策を検討・実施することにより、抜本的対策を講じる。</li> </ul> <p>その他の期限が定められている業務等</p> <p>1) 繊維業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小の繊維製造事業者が、賃加工体質から脱却し、自立するための前向きな取組（自立化）等に対して積極的な助成を行うとともに、内外の繊維関連情報の収集・提供及び調査研究、人材育成等を行う。</li> </ul> <p>2) 産業集積活性化業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した産業用地・貸工場については、法律の期限の時点で機構の業務の実績の評価を行う。</li> </ul> <p>3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下、民活法）及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（以下、FAZ法）に基づく業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAZ法に基づく既往の出資先については、本決算及び中間決算等により業況の把握・分析を行い、その状況に応じて、地方自治体等と連携しつつ、経営改善計画の策定・実施を要請し、点検する。</li> <li>・民活法、FAZ法に基づき機構が実施した業務については、法律の期限の時点で機構の業務の実績を評価する。</li> </ul> <p>3. 財務内容の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。</li> <li>・出資承継勘定のベンチャー企業及び投資事業組合に対する出資については、新規株式公開が実現するよう適切な管理を行い、管理するベンチャー企業株式の上場時における売却益及び投資事業組合からの収益分配金により着実に累積欠損金の減少を図ることにより、財務内容を改善する。</li> <li>・出資承継勘定の出資先（三セク）については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。</li> <li>・施設整備等勘定の出資先（三セク）については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。</li> <li>・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。</li> <li>・産業投資特別会計から出資を受けて実施する施設事業については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。</li> <li>・債務保証業務については、中期目標期間中における新規保証累計に係る実質代位弁済率（回収控除後の率）を3%以下（平成15年度末までの実績率12%）とすること等により同期間中の収支均衡に努める。</li> <li>・既往の債務保証案件については、貸付金融機関と連携しつつ、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を行う。</li> <li>・債務保証業務により発生する求償権の回収については、機構において、回収の難易度に応じた債権管理を徹底し、法的清算が終了したものについては償却処理を実施するとともに、回収可能性の残るものについては、機</li> </ul> | <p>査・検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業用地ごとの販売方針を策定し、分譲促進を図る。</li> <li>・これらを通じて平成17年度は約120haの利活用を図る。</li> </ul> <p>その他の期限が定められている業務等</p> <p>1) 繊維業務</p> <p>繊維中小事業者等の自立化への取り組み及び繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会等に対して助成するとともに、絹製品の需要開発の促進を図るため、開発試作に対する助成や、試作品や新作絹織物等の展示会開催事業を実施する。</p> <p>また、併せて先進的な企業経営や情報化の推進を担う人材の育成を支援する事業及び繊維中小事業者の情報化を支援する事業を実施する。</p> <p>2) 産業集積活性化業務</p> <p>特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した産業用地及び貸工場について、引き続き、その業務実績に関する種々のデータの収集・蓄積を行う。</p> <p>3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下、民活法）及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（以下、FAZ法）に基づく業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAZ法に基づく既往の出資先については、本決算及び中間決算等により業況の把握・分析を行い、その状況に応じて、地方自治体等と連携しつつ、経営改善計画の策定・実施を要請し、点検する。</li> <li>・民活法・FAZ法に基づき機構が実施した業務について、その政策効果が説明できるデータを収集分析し、法律の期限の時点の業務実績の評価に資する。</li> </ul> <p>3. 財務内容の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・累積欠損金を承継した勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。</li> <li>・出資承継勘定については、管理するベンチャー企業株式の上場時における売却益及び投資事業組合からの収益分配金により着実に累積欠損金の減少を図ることにより、財務内容を改善する。</li> <li>・出資承継勘定の出資先（三セク）については、各法人の繰越欠損金の減少を目指し、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、的確に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させる等、事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善を求めていく。また、全三セクを対象とした連絡会を事務局として開催する等により、地域振興及び経営改善に向けた事業紹介やコスト削減事例等の情報交換を通じて三セク個々の相乗効果を図る。</li> <li>・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。</li> <li>・産業投資特別会計から出資を受けて実施する施設事業については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。</li> <li>・債務保証業務については、政策的要請に配慮しつつも、収支計画を踏まえ、事業リスクの合理的分散を図るとともに、関係部署と連携して保証後の業況の安定に留意し、新規保証累計に係る実質代位弁済率（回収控除後の率）を3%以下とする業務運営に努める。</li> <li>・既往の債務保証案件については、貸付金融機関と連携しつつ、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を行う。</li> <li>・債務保証業務により発生する求償権の回収については、機構において、回収の難易度等に応じた債権管理を徹底するとともに適切な償却処理を実施する。</li> <li>・回収可能性の残るものについては、機構自身による回収に加えて、債権回収専門業者による回収及び所要の調査を委託するなど、回収に係る費用と回収額とのバランスにも留意しつつその回収促進をはかる。</li> <li>・土地譲渡割賦債権及び貸付債権について回収額の最大化に向け、個別債務先の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、計画的に回収を進める。</li> </ul> |
|--|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>構自身による回収に加えて、債権回収専門業者による回収及び所要の調査を委託するなど、回収に係る費用と回収額とのバランスにも留意しつつその回収促進をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この他、財務の健全性を確保すべき業務については、この中期計画に定めるところを始め、そのための必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>4. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算(別紙1-1)<br/>【運営費交付金の算定ルール】(別紙1-2)</p> <p>(2) 収支計画(別紙2)</p> <p>(3) 資金計画(別紙3)</p> <p>5. 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 限度額<br/>運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫時立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、864億円とする。</p> <p>6. 剰余金の使途<br/>各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の資質向上のための研修等</li> <li>・ 広報活動の充実</li> <li>・ 任期付職員等の新規採用</li> <li>・ 職場環境の改善、福利厚生の実施</li> <li>・ 施設の充実、改修</li> <li>・ 重点業務への充当(ベンチャー支援、新事業展開支援、再生支援等)</li> <li>・ 繊維業務への充当(目的積立金の使途)</li> </ul> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インキュベーション施設の整備を行う。(インキュベーション施設 13,020百万円)<br/>[注]金額は見込みであり、予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。</li> </ul> <p>(2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期初の常勤職員数: 884人</li> <li>・ 期末の常勤職員数: 785人</li> </ul> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み: 45,442百万円<br/>上記の額は、役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当及び退職手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul> <p>(4) 積立金の処分に関する事項<br/>(前期中期目標期間終了後の積立金の処理について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul> <p>(5) その他の重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当なし</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この他、収支の健全性を確保すべき業務については、この年度計画に定めるところを始め、そのための必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>4. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算(別紙1)</p> <p>(2) 収支計画(別紙2)</p> <p>(3) 資金計画(別紙3)</p> <p>5. 短期借入金の限度額</p> <p>運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫時立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、864億円とする。</p> <p>6. 剰余金の使途<br/>各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の資質向上のための研修等</li> <li>・ 広報活動の充実</li> <li>・ 任期付職員等の新規採用</li> <li>・ 職場環境の改善、福利厚生の実施</li> <li>・ 施設の充実、改修</li> <li>・ 重点業務への充当(ベンチャー支援、新事業展開支援、再生支援等)</li> <li>・ 繊維業務への充当(目的積立金の使途)</li> </ul> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インキュベーション施設の整備を行う。(6ヶ所 3,692百万円)<br/>[注]金額は見込みであり、予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。</li> </ul> |
|---|--|